原議保存期間 10 年 （平成 27 年 12 月 31 日まで）

警視庁交通部長
各道府県警察本部長　殿
（参考送付先）
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁交指発第 53 号
平成 17 年 3 月 24 日
警察庁交通局交通指導課長

駐車監視員資格者講習等の運用について

道路交通法の一部を改正する法律（平成１６年法律第９０号。以下「改正法」という。）第３条の規定による改正後の道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第５１条の１３第１項第１号イに規定する講習（以下「講習」という。）及び同号ロに規定する認定の運用については、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成１６年国家公安委員会規則第２３号。以下「委託規則」という。）及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について（平成１７年３月２２日付け警察庁丙交企発第５４号、丙交指発第１４号、丙交規発第２９号）によるほか、下記の事項に留意して、円滑かつ効果的に行うよう配意されたい。

記

１　事前準備

(1)　講習の円滑かつ効果的な運用を図るため、警察本部の講習を担当する課において講習に係る次の事務を行う講習責任者を選任するものとし、原則として警部以上の階級にある警察官をもって充てること。

ア　講習計画の作成に関すること

イ　講習の実施の管理に関すること

ウ　修了考査の合否の判定に関すること

エ　警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること

(2)　講習実施の時期等

ア　法第５１条の８第１項の登録の要件の一つとして、申請法人が駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであることが必要であり、この要件を満たすものとして、申請法人には２名分の駐車監視員資格者証の写しを提出させることとしている。このため、第１回目の講習は、改正法附則第２条の規定の施行の日（平成１７年４月１日）以後できるだけ速やかに実施すること。

イ　また、登録法人の中から初回委託先を選定した後、受託した法人が当該受託した確認事務を適正に実施するのに必要な駐車監視員資格者証保有者を確保させる必要があると見込まれる場合には、受託法人内定後から委託事務開始の日までの間に講習を実施すること。この場合において、委託事務開始の日までに確実に駐車監視員資格者証を交付できる時期を設定すること。

ウ　初年度以降の講習の実施の要否、時期、回数等については、初年度における実施状況、当該年度における委託先選定手続の実施予定の有無（複数年委託契約を締結する場合には委託先選定手続を実施しない年が発生し得る。）、放置車両確認機関

及び受講希望者の要望等を総合的に勘案して柔軟に対応すること。

(3)　講習環境の整備

講習１クラスの編成は、講習効果の上がるような適正な人数（原則として５０人程度）で編成すること。初年度における講習など特に多数の受講者が見込まれる場合であって、多人数のクラス編成を行うときは、会場規模、講習人員に応じて必要な視聴覚機材等（マイク、スピーカー、プロジェクター、大型スクリーン等）を設置（又は増設）するほか、講習補助員を増員配置し、講習効果に大きな差がないよう配意すること。

(4)　講習計画の作成等

ア　講習計画を講習実施予定期日の１月前までに作成すること。

イ　講習計画の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(ｱ)　講習細目が、修得すべき知識の順序、難易等を考慮して、受講者が理解しやすいように配列されていること。

(ｲ)　講習細目ごとに所要時間、講師の氏名、講習補助要員の員数、使用する教材等並びに設置すべき視聴覚教材の種類及び数等が示されていること。

ウ　講習細目、講習時間の配分等は、別添１「駐車監視員資格者講習実施細目基準」に準拠すること。

エ　講師は、講習項目に応じて、知識経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てること。

オ　講習において使用する教材等は、講習用に作成されたテキスト又は各都道府県警察において作成した教本及び資料、視聴覚教材等を活用すること。

２　受講申込みの受理

(1)　講習の公示

ア　講習を行おうとするときは、委託規則第６条の規定による公示を行うほか、ホームページへの掲載等広く広報を行うとともに、事前に受託（登録）希望を有する法人の把握に努め、関係団体等を通じて公示事項の周知を図ること。

イ　公示事項である講習の期日（同条第１号）については、講習の実施期間及び時間が明らかになるようにすること。

（例）平成１７年７月６日（水）及び７日（木）の２日間の講習（各日午前９時から午後５時４５分まで）並びに７月１３日（水）の修了考査（午前９時から午前１０時１０分まで）

ウ　受講手続に関する事項（同条第２号）については、少なくとも次の事項を公示すること。

(ｱ)　受講の申込み期限

(ｲ)　受講申込書の提出先及び提出方法

(ｳ)　受講申込みに必要な書類等

(ｴ)　受講手数料の金額、納入時期及び納入方法

エ　その他講習の実施に関し必要な事項（同条第３号）としては、駐車監視員資格者証の交付を受けるための手続・要件、受講に関する問い合わせ先等を記載することが考えられる。

(2)　受講申込書の受理

ア　受講申込書の受理に際しては、受講して講習修了証明書の交付を受けていても駐車監視員資格者証交付申請の段階で道路交通法第５１条の１３第１項第２号に掲げる欠格事由に該当する場合には駐車監視員資格者証の交付を受けることができない旨事前に説明し、これを了知させること。

イ　受講申込書を受理した場合には、受講票を作成し、速やかに交付又は送付すること。

3　講習の実施

(1)　講習は、講習計画に従い、適切かつ効果的に実施すること。

(2)　ビデオ、スライド等視聴覚教材を用いることにより、より講習効果が高まると認められる場合には、積極的に視聴覚教材を活用すること。

(3)　講習補助員は、資料の配付、視聴覚機材の設置及び操作、受講者の対応その他講師の指示に従い、講習を補助すること。

4　修了考査

(1)　考査の意義

修了考査は、受講者が講習事項を理解したか否かを確認するものであり、ことさらに難解な問題により受講者間に優劣を付ける選抜試験の類ではないことに留意すること。

(2)　実施対象者

修了考査は、原則当該講習のすべての課程に出席した者について実施すること。

ただし、当該講習の概ね７分の５以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶、その他社会の慣習等からやむを得ない事情があるものについては、修了考査を受けることができるものとする。

(3)　出題要領等

ア　修了考査の出題は、正誤式問題５０問とする。

イ　修了考査の時間は、１時間とする。

ウ　試験問題の作成に当たっては、別に定める「修了考査問題例」の中から選択するか、又はこれを参考として同程度の難易度の問題を作成すること。

エ　修了考査問題例は、各都道府県警察本部の講習責任者が保管するものとし、関係者以外の者には閲覧させないよう、その取扱いには十分に注意すること。

オ　出題の配分については、別添２「駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準」に準拠して行うこと。

カ　配点は１問につき２点とすること。

キ　修了考査において配布した出題用紙は、確実に回収し、焼却処分をするなど問題の散逸防止を徹底すること。

(4)　合否の判断基準

９０点（正解率９０％）以上の者を合格とすること。

5　講習修了の結果の伝達

(1)　修了考査の合否判定をしたときは、速やかに、受講者に講習修了の判定結果を通知すること。

(2)　合格者に対しては、下記５に従い駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付すること。

6　修了考査において不正行為をした者の取扱い

(1)　修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず不合格とすること。

(2)　不正な手段により合格した者に対して修了証明書を交付していることが明らかになったときは、次の措置をとること。

ア　受講者に対して改めて講習修了の判定結果を通知し、当該修了証明書の返納を求めること。

イ　他の都道府県において当該修了証明書を用い、駐車監視員資格者証を取得しようとし、又は既に取得しているおそれがあることから、警察庁及び他の都道府県警察に対し、アの返納を求めた年月日、当該修了証明書の番号、これを交付した者の氏名及び住所を記載した文書により、速やかにその旨を通報すること。

7　修了証明書

(1)　修了証明書の様式は、委託規則別記様式第１号によること。

(2)　修了証明書の交付に当たっては、修了証明書が講習を修了した証明であって、駐車監視員資格を証するものではないことを説明するともに、駐車監視員資格者証交付申請手続について教示すること。

8　修了証明書の再交付

(1)　修了証明書の再交付申請に当たっては、再交付を申請する事由として亡失又は滅失の状況を具体的に記載させること。

(2)　修了証明書の再交付に当たっては、亡失した修了証明書を発見した場合には、返却するよう指導すること。

9　駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定

(1)　認定申請書を受理した場合には、受検票を作成し、速やかに交付又は送付すること。

(2)　認定考査は、修了考査の要領に準じて実施すること。

(3)　認定書の再交付は、修了証明書の再交付の要領に準じて実施すること。

別添１

駐車監視員資格者講習教授細目基準

【第一日目】

日	項　目	細　目	時　間	教授目標
第一日	交通警察総説	駐車問題と交通警察	１時間	駐車問題を始めとする道路交通を取り巻く諸問題について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の在り方を理解させる。
				これまでの交通警察による総合的な駐車対策について、具体的事例を挙げて説明し、理解させる。
		交通警察の基礎知識		警察の責務と組織概要、交通警察の目的、交通安全対策の概要、道路交通法の目的と主な内容、道路交通関係行政等について説明し、交通警察の基礎知識を理解させる。
	新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	２時間	交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手続等について説明し、その仕組みを理解させる。 確認事務の委託の制度について説明し、理解させる。
		駐車監視員制度の概要		駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者証制度、その義務等について説明し、駐車監視員制度を理解させる。
	放置車両の確認に必要な基礎知識（１）	道路の基礎知識	２時間	道路の意義、分類等について説明し、理解させる。
		車両の基礎知識		車両の意義、分類等について説明し、理解させる。
				車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、理解させる。
		交通規制の基礎知識		交通規制の意義、主体、方法、効力発生の要件等について説明し、理解させる。
	放置車両の確認に必要な基礎知識（２）～前半	放置車両の意義	２時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
				駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
小　計			７時間	

【第二日目】

日	講習項目	教授細目	時　間	教授目標
第二日	放置車両の確認に必要な基礎知識（２）～後半	放置車両の意義	２時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
				駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
	放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	４時間	駐車監視員による放置車両の確認と標章取付けの実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。
				放置駐車確認時における相勤者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解させる。
		放置車両確認時の留意事項		個々の違反種別・違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
		誤りやすい違反種別の認定要領		各種違反態様の想定事例に基づき放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に理解させる。
	基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	１時間	駐車監視員に係る秘密保持義務、みなし公務員制度について説明するとともに、駐車監視員の仕事の社会的意義を説明して、その責任等について理解させる。
小　　計			７時間	

【第三日目】（第二日目から一定期間後）

日	講習項目	教授細目	時　間	教授目標
第三日	修了考査	筆記試験（正誤式５０問）	１時間	講習終了１週間後に修了考査を実施して履修状況を考査することは、受講者に講習内容を復習する期間を与え、より講習効果を高めることを目的とする。（合格基準９０％）
小　　計			１時間	

※　講習時間合計　３日間（１５時間）

別添２

駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準

講　習　項　目	講　習　細　目	出題基準
一　交通警察総説	駐車問題と交通警察	３
	交通警察の基礎知識	
二　新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	４
	駐車監視員制度の概要	３
三　放置車両の確認に必要な基礎知識（１）	道路の基礎知識	２
	車両の基礎知識	２
	交通規制の基礎知識	２
四　放置車両の確認に必要な基礎知識（２）	放置車両の意義	３
	駐車に関する道路交通法の規制	１０
五　放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	４
	受傷事故防止	１
	放置車両確認時の留意事項	１０
	誤りやすい違反種別の認定要領	４
六　基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	２
出　題　合　計		５０